	とする
第二十五条の三第一項	第六十八条の六十九
	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする
第二十五条の三第六項	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
	及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項
	とする
	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三」とする
第二十五条の三の二第一項	第六十八条の六十九
	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の三の二第五項	及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項
	とする
	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二」とする

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第三十四条　前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	当該各号に定める金額
	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。）を超える場合には、当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項による控除をした金額の合計額とする。）第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
	並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項

2　前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第二項	又は第六十八条の十五第三項	若しくは第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十四第三項
第三項	若しくは第六十八条の十五第四項	、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項
第四項	第四十二条の十三第一項各号	改正法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号

第一項	次の各号に掲げる規定	当該各号に定める金額
	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。）を超える場合には、当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項による控除をした金額の合計額とする。）第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
	並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項